

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

| | |
|--------|----------------------------------|
| 件 名 | 就労支援の推進事業における調査用紙発送及び相談業務の委託について |
|--------|----------------------------------|

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事後報告】

第14条第1項（個人情報の提供を伴う委託）

【事前報告】

第14条第1項（個人情報の収集を伴う委託）

（担当部課： 地域文化部商工観光 課）
担当係 消費生活センター 担当者 佐藤 内線（*060）

事業の概要

| | |
|------|--|
| 事業名 | 就労支援の推進 |
| 担当課 | 商工観光課 |
| 目的 | <p>1. 若年非就業者の実態と就業等意向及び当該親の意向を把握し、「就労支援プランニング」の策定を行う。</p> <p>2. 併せて当該若年者・親のうち希望する者に対して、専門カウンセラー等による相談を行なう。</p> |
| 対象者 | <p>1. 区内在住の20～34歳の独身者で親と同居している世帯の親子</p> <p>2. 区内在住の概ね20～34歳程度の若年者及びその親のうち、相談を希望する者</p> |
| 事業内容 | <p>障害者・高齢者・若年非就業者の就労支援を通じて、誰もがいきいきと暮らせるまち新宿の実現を目指し、平成19年度新規事業として「就労支援の推進」事業を行なう。この中で、以下の業務を行う。</p> <p>1. 新宿区若年者就業状況調査</p> <p style="padding-left: 40px;">若年者の生活状況や就業等及び当該親の意識等の調査を行い、今後の若年非就業者等の具体的な就労支援などのあり方（「就労支援プランニング」）を策定する。合わせて、区が設置する若年非就業者及び親のための相談コーナー等のPRを行なう。 郵送調査・約20,000通程度（調査票の発送及び調査分析を委託により行う）</p> <p>2. 相談業務を行なう。</p> <p>（1）若年者、保護者等の相談・カウンセリング（不安や悩み等に対する相談） コミュニケーションに不安を抱えている・社会参加が難しく悩みを抱えている若者及び保護者等を対象にした相談コーナーを設置し、専門カウンセラーによる個別相談、カウンセリングを行なう。（消費生活センター内に設置し、相談業務を委託する）</p> <p>（2）若年就労SOS相談（職業等相談） 直ぐにでも就業したい、或いは、スキルアップしたい若者に対する相談コーナーを設置し、就業等の支援を行なう。（委託業者の行っている相談の一部を区専用相談として、及び研修・講座の受講を委託する。）</p> |

件名 就労支援の推進事業における調査用紙の発送業務委託について

| 区保有情報 | | 委託業者及び委託に伴う提供情報 | |
|-------------------------|---|---|---|
| 保有課 (担当課) | 商工観光課 | 委託先 | (株)パソナ 千代田区大手町2-1-1 大手町野村ビル |
| 登録業務の名称 | 就労支援の推進 | | |
| 情報はどのような媒体 に記録されているか | 宛名シール | 情報はどのような媒体 で提供するのか、取 扱わせるのか | 宛名シール |
| 保有している 情報項目 | 区内在住の「20～34歳の独身者 で親と同居している世帯の親子」 の住所・氏名 | 左欄の保有情報のう ち、業務委託に伴い 提供する項目又は 処理を依頼する項目 | 区内在住の「20～34歳の独身者 で親と同居している世帯の親子」 の住所・氏名 調査票の発送・回収及びその分 析・報告 |
| 委託の理由 | 大量調査であり、また、調査・分析のノウハウを持った経験豊かな業者に委託することにより、効率的、効果的に調査目的を達成するため。 | | |
| 委託内容 | <p>新宿区若年者就業状況調査(若年非就業者の実態と就業等意向の把握、及び当該親の意識把握)に関して、以下の業務を委託する。</p> <p>1 調査票の発送 対象者(区内在住の20～34歳の独身者で親と同居している世帯の親子)の宛名シールを、封筒への貼付けし、発送する。(郵送数:20,000通程度)</p> <p>2 調査内容等(別紙調査票(案)参照) 若年者の就業状況調査及び今後の転職等希望の有無など 現在非就業者の生活状況及び今後の就業等希望の有無など 当該親の意識調査など(若年非就業者である子に関するもの)</p> <p>3 調査結果の分析・報告 分析方法は今後委託業者と調整する。</p> | | |
| 委託の開始時期及び 期限 | 平成19年6月 中旬 から平成20年 1月 31日まで | | |
| 委託にあたり区が行う 情報保護対策 | 1 契約にあたり、別紙「特記事項」 を付す。 2 業務終了後、調査票は返却さ せる。 | 受託事業者としての 情報保護対策 | 1 取扱責任者及び取扱うものをあ らかじめ指定する 2 提供された情報・調査票は施錠 できる金庫に保管する。 |

件名 就労支援の推進事業における相談業務等委託について

| | |
|--|---|
| 保有課 (担当課) | 商工観光課 |
| 登録業務の名称 | 就労支援の推進 |
| 委託先 | 1. 財団法人 日本カウンセリングセンター 新宿区下落合3-14-39 2. (株)パソナ 千代田区大手町2-1-1 大手町野村ビル |
| 委託に伴い事業者 に処理させる情報項目 (だれの、どのような項目か) | 1. 若年者、保護者等の相談・カウンセリング業務委託 区内在住の若年者(概ね20~34歳程度)(以下、「当該人」という。)とその親で、 相談を希望する当該人の住所・氏名・性別・生年月日・電話番号、または、当該人の 親の住所・氏名・電話番号。 当該人の現在の生活状況及び悩みや不安なこと・就労に関すること。 2. 若年就労SOS相談窓口業務等委託 当該人とその親で、相談を希望する当該人の住所・氏名・性別・生年月日・メール アドレス・電話番号、または、当該人の親の住所・氏名・電話番号。 当該人の就労全般の相談・職業案内・研修、講座の受講に関すること。 |
| 委託理由 | 1. 人間関係や社会参加に不安を持つ当該人及びその親(何れも希望者)に対し、専門 カウンセラーとの相談(面談による)を持つことにより、次のステップへの機会を 提供するため、専門事業者に相談業務を委託する。 2. アンケートを行なうと同時に並行的に、直ぐにでも就労を、または、スキルアップ を希望する若者等の相談窓口を設置することにより、当該人の就労支援をスムーズ に行なうことが可能となり、経験豊かな、かつ、そのノウハウを持つ事業者 に相談業務等を委託する。 |
| 委託の内容 | 1. コミュニケーションに不安を・社会参加が難しく悩みを抱えている若者及びその 親を対象とした、専門カウンセラーの面談による個別相談及びカウンセリングを委 託する。また、当該人の不安や悩み等の状況整理を行うとともに、その解決に向 けたアドバイスを。さらに、当該人の生活状況の改善及び就労意欲・学習意欲等 を見出し、関係機関と連携し、就労等に結びつけることを委託内容とする。 2. 若者の就職に関する様々な相談に、電話・メールによる相談業務及び研修等の受 講を委託する。 就職したいがそのタイミングを失った・自分にあった仕事が見つからない・スキル アップして就職したい等、若者の様々な就労・スキルアップ等の相談を電話及びメ ールにより行なう。また、就職に向けての研修・講座等の受講について業務委託す る。 |
| 委託の開始時期及び期限 | 平成19年7月1日から平成20年3月31日まで (以降継続予定) |
| 委託にあたり区が行う情報保 護対策 | 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、収集作成した相談記録等の情報を返却させる。 |
| 受託事業者に行わせる情報 保護対策 | 1 取扱責任者及び取扱うものをあらかじめ指定する 2 収集作成した相談記録等の情報は施錠できる金庫に保管する。 |

特記事項

（基本的事項）

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

（目的外利用及び第三者への提供等の禁止）

3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

（適正な管理）

4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

（複写等の禁止）

5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

（再委託の禁止）

6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

（資料等の返還等）

7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

（業務に関する報告）

8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

（監査）

9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従業員に対する教育）

10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

（事故発生時等における報告）

11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表）

12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。